

【令和元年度租税滞納状況について 正誤表】

訂正箇所		正				誤						
〈平成 30 年度の 地方消費税額〉		主要税目別の租税滞納状況				主要税目別の租税滞納状況						
		(単位:百万円)				(単位:百万円)						
税目	区分	A 前年度末 滞納整理中のものの額	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 当年度末 滞納整理中のものの額	税目	区分	A 前年度末 滞納整理中のものの額	B 新規発生滞納額	C 整理済額	D (A+B-C) 当年度末 滞納整理中のものの額	
全税目 合計	29	外 1,723 (91.7%) 20.190	外 3,841 (102.6%) 23.791	外 3,861 (96.4%) 24.116	外 1,703 (98.4%) 19.865	全税目 合計	29	外 1,723 (91.7%) 20.190	外 3,841 (102.6%) 23.791	外 3,861 (96.4%) 24.116	外 1,703 (98.4%) 19.865	
	30	外 1,703 (98.4%) 19.865	外 3,648 (95.1%) 22.620	外 3,568 (99.1%) 23.896	外 1,784 (93.6%) 18.589		30	外 1,703 (98.4%) 19.865	外 3,677 (95.1%) 22.620	外 3,597 (99.1%) 23.896	外 1,784 (93.6%) 18.589	
	元	外 1,784 (93.6%) 18.589	外 3,294 (85.9%) 19.429	外 3,622 (89.5%) 21.381	外 1,456 (89.5%) 16.637		元	外 1,784 (93.6%) 18.589	外 3,294 (85.9%) 19.429	外 3,622 (89.5%) 21.381	外 1,456 (89.5%) 16.637	
主要 税 目 の 内 訳	所得 税	29	(94.6%) 11.233	(119.6%) 6.776	(112.7%) 7.108	(97.0%) 10.900	所得 税	29	(94.6%) 11.233	(119.6%) 6.776	(112.7%) 7.108	(97.0%) 10.900
		30	(97.0%) 10.900	(83.7%) 5.673	(106.1%) 7.543	(82.9%) 9.031		30	(97.0%) 10.900	(83.7%) 5.673	(106.1%) 7.543	(82.9%) 9.031
		元	(82.9%) 9.031	(73.6%) 4.173	(67.7%) 5.106	(89.7%) 8.098		元	(82.9%) 9.031	(73.6%) 4.173	(67.7%) 5.106	(89.7%) 8.098
	源泉 所得 税	29	(96.6%) 4.389	(183.7%) 2.019	(174.7%) 2.193	(96.0%) 4.214	源泉 所得 税	29	(96.6%) 4.389	(183.7%) 2.019	(174.7%) 2.193	(96.0%) 4.214
		30	(96.0%) 4.214	(56.6%) 1.143	(134.6%) 2.951	(57.1%) 2.407		30	(96.0%) 4.214	(56.6%) 1.143	(134.6%) 2.951	(57.1%) 2.407
		元	(57.1%) 2.407	(101.2%) 1.157	(42.5%) 1.254	(96.0%) 2.310		元	(57.1%) 2.407	(101.2%) 1.157	(42.5%) 1.254	(96.0%) 2.310
	申告 所得 税	29	(93.4%) 6.844	(104.2%) 4.757	(97.3%) 4.915	(97.7%) 6.686	申告 所得 税	29	(93.4%) 6.844	(104.2%) 4.757	(97.3%) 4.915	(97.7%) 6.686
		30	(97.7%) 6.686	(95.2%) 4.530	(93.4%) 4.592	(99.1%) 6.624		30	(97.7%) 6.686	(95.2%) 4.530	(93.4%) 4.592	(99.1%) 6.624
		元	(99.1%) 6.624	(66.6%) 3.016	(83.9%) 3.852	(87.4%) 5.788		元	(99.1%) 6.624	(66.6%) 3.016	(83.9%) 3.852	(87.4%) 5.788
	法 人 税	29	(75.8%) 1.714	(132.2%) 2.052	(94.9%) 1.991	(103.6%) 1.775	法 人 税	29	(75.8%) 1.714	(132.2%) 2.052	(94.9%) 1.991	(103.6%) 1.775
		30	(103.6%) 1.775	(115.2%) 2.363	(103.9%) 2.068	(116.6%) 2.070		30	(103.6%) 1.775	(115.2%) 2.363	(103.9%) 2.068	(116.6%) 2.070
		元	(116.6%) 2.070	(104.5%) 2.470	(99.2%) 2.051	(120.2%) 2.489		元	(116.6%) 2.070	(104.5%) 2.470	(99.2%) 2.051	(120.2%) 2.489
相 続 税	29	(103.7%) 623	(117.9%) 618	(115.3%) 579	(106.3%) 662	相 続 税	29	(103.7%) 623	(117.9%) 618	(115.3%) 579	(106.3%) 662	
	30	(106.3%) 662	(152.4%) 942	(161.1%) 933	(101.4%) 671		30	(106.3%) 662	(152.4%) 942	(161.1%) 933	(101.4%) 671	
	元	(101.4%) 671	(53.4%) 503	(77.1%) 719	(67.8%) 455		元	(101.4%) 671	(53.4%) 503	(77.1%) 719	(67.8%) 455	
消 費 税	29	外 1,723 (91.0%) 6.579	外 3,841 (92.8%) 14.254	外 3,861 (89.7%) 14.366	外 1,703 (98.3%) 6.467	消 費 税	29	外 1,723 (91.0%) 6.579	外 3,841 (92.8%) 14.254	外 3,861 (89.7%) 14.366	外 1,703 (98.3%) 6.467	
	30	外 1,703 (98.3%) 6.467	外 3,648 (94.9%) 13.524	外 3,568 (92.3%) 13.256	外 1,784 (104.1%) 6.735		30	外 1,703 (98.3%) 6.467	外 3,677 (94.9%) 13.524	外 3,597 (92.3%) 13.256	外 1,784 (104.1%) 6.735	
	元	外 1,784 (104.1%) 6.735	外 3,294 (90.0%) 12.167	外 3,622 (101.1%) 13.407	外 1,456 (81.6%) 5.495		元	外 1,784 (104.1%) 6.735	外 3,294 (90.0%) 12.167	外 3,622 (101.1%) 13.407	外 1,456 (81.6%) 5.495	
そ の 他 税 目	29	(97.6%) 41	(107.1%) 91	(83.7%) 72	(148.8%) 61	そ の 他 税 目	29	(97.6%) 41	(107.1%) 91	(83.7%) 72	(148.8%) 61	
	30	(148.8%) 61	(129.7%) 118	(133.3%) 96	(134.4%) 82		30	(148.8%) 61	(129.7%) 118	(133.3%) 96	(134.4%) 82	
	元	(134.4%) 82	(98.3%) 116	(102.1%) 98	(123.2%) 101		元	(134.4%) 82	(98.3%) 116	(102.1%) 98	(123.2%) 101	
(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。 2 上記の計数は国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。 3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。						(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。 2 上記の計数は国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。 ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。 3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しないものがあります。						

※下線部が訂正箇所である。